

笠山町 地域環境部・地域安全委員会運営規程 (案)

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本規程は、会則第10条専門部(4)に定める体育部ならびに専門委員会(3)に定める地域安全委員会の運営に関し必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (任 務)

地域環境部・地域安全委員会の任務は、次のとおりとする。

- 地域環境部 …… ①町内会に関連する公的施設(広場・公園)の利用に関する事項
 ②家庭菜園の運営に関する事項
 ③地域の安全ならびに環境に関する学習企画
- 地域安全委員会……①自主防犯活動の推進
 ②防犯施設の点検補充
 ③その他、本会の目的達成上必要と認めるもの

第3条 (町内役員会との関係)

地域環境部の計画する町内事業の実施については、町内役員会に諮りこれを決定するものとする。

2.他部門との連携もしくは他団体の協力が必要となった場合、地域環境部長は、町内会長の了解を得て実施することができる。

第4条 (予算の運営)

町内会の予算は、地域環境部と地域安全委員会を包括したものとし、地域環境部長が主管する。

第2章 地 域 環 境 部

第5条 (部員の選出)

地域環境部の部員は、地域環境部長の推薦をもとに町内会長が委嘱する。

第6条 (部内役員)

地域環境部は、次の部内役員を置く。

- | | | |
|-----|------|------------------------------------|
| 部 長 | 1名 | 部の統括 |
| 副部長 | 2名以内 | 部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。 |
| 会 計 | 1名 | 計画事業の会計ならびに地域環境部・地域安全委員会の
賄費の管理 |

部内役員は、部員の互選により決定する。

第7条 (任務の分掌)

地域環境部の任務を遂行するにあたり部員は次の区分で役割を分掌する。

1. 公的施設の美化啓発担当者
2. 地域安全委員会組織担当者
3. 家庭菜園指導担当者

第3章 地 域 安 全 委 員 会

第8条 (委員会の運営)

地域安全委員会の運営は、別に定める地域安全委員会会則によって行う。

第9条 (委員の構成)

地域環境部の委員は部長および第6条に定める地域安全委員会組織担当者とする。

2. 町内会会則11条に定める各組から選出される委員は1名とし、選出方法は各組の定めによるものとする。

第10条 (委員の任期)

委員の任期は、1年とし、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

委員に欠員が生じた場合、該当する組の組長は、すみやかにその後任者を決定し町内役員会に報告するものとする。

第11条 (会 議)

委員会の会議は次のとおりとし、招集者は地域環境部長とする。

委員総会 原則として年1回とし、次の事項を審議する。

1. 年間事業の実施計画に関する内容
2. 予算の配分に関する内容
3. その他体育委員会の運営に対する基本的な事業

運営会議 必要の都度開催する。

第4章 付 記

1. 本規程の制定 平成25年4月 (平成25年4月度役員会承認)